

## 文教委員会議録 第十一号

昭和三十一年三月三日(土曜日)	午後一時十五分開議
出席委員	
委員長 佐藤觀次郎君	
理事赤城 宗徳君	理事加藤 坂彦君
理事高村 理事坂田 道太君	理事山崎 吉盛君
理事米田	理事伊藤 郷一君
杉浦 武雄君	川崎 並木 芳雄君
野依 秀市君	町村 金五君
山中 貞則君	河野 秀二君
木下 哲君	小牧 次生君
野原 覚君	柳田 秀一君
内閣総理大臣	鴻山 一郎君
文部大臣	清瀬 小林 信一君
出席國務大臣	根本龍太郎君
文部政務次官	竹尾 緒方 信一君
(文部事務官 教育局長) 福田 繁君	松幹君、池田祐治君及び柳田秀一君
委員外の出席者	が議長の指名で委員に選任された。
三月一日	同日
委員高木松吉君、三田村武夫君及び辻原弘市君辞任につき、その補欠として久野忠治君、池田勇人君及び山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。	委員久野忠治君、山口好一君及び鈴木義男君辞任につき、その補欠として高木松吉君、森山欽司君及び山田長司君が議長の指名で委員に選任された。
三月二日	同月二日
委員森山欽司君辞任につき、その補欠として山口好一君が議長の指名で委員に選任された。	委員池田勇人君、加藤清三君、北村徳太郎君、高木松吉君、高津正道君、平田ヒデ君、山田長司君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として伊藤郷一君、阿左美廣治君、川崎秀二君、山中貞則君、三鍋義三君、小松幹君、池田祐治君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。
三月三日	同月三日
委員池田勇人君、加藤清三君、北村徳太郎君、高木松吉君、高津正道君、平田ヒデ君、山田長司君及び山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。	委員森山欽司君辞任につき、その補欠として山口好一君が議長の指名で委員に選任された。
三月四日	同月四日
委員池田祐治君、伊藤郷一君及び山中貞則君辞任につき、その補欠として鈴木義男君、池田勇人君及び高木松吉君が議長の指名で委員に選任された。	委員池田祐治君、伊藤郷一君及び山中貞則君、阿左美廣治君、川崎秀二君、山中貞則君、三鍋義三君、小松幹君、池田祐治君及び柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。
三月五日	同月五日
教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(坊秀男君紹介)(第九三五号)	教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願(辻正信君紹介)(第一〇七四号)
同(保科善四郎君紹介)(第九五四号)	同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五号)
国旗記念日制定に関する請願(今井耕君紹介)(第九三六号)	同(坂田道太君紹介)(第一一〇三号)
要保護児童の学校給食費補助に関する請願(野田卯一君紹介)(第九五五号)	地方教育委員会の廃止に関する陳情書(広島県議会議長林興一郎外四名)
三月六日	同月六日
委員高木松吉君、三田村武夫君及び辻原弘市君辞任につき、その補欠として久野忠治君、池田勇人君及び山本幸一君が議長の指名で委員に選任された。	長司君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日	天草四郎の聖旗護送に関する陳情書(長崎県南高来郡南有馬町長石川瑞穂外一名)(第二五六号)
三月二日	大学設立の請願(橋橋渡君紹介)(第一〇三〇号)
三月三日	教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願外一件(辻正信君紹介)(第一〇七四号)
三月四日	同(眞崎勝次君紹介)(第一〇七五号)
三月五日	同(坂田道太君紹介)(第一一〇三号)
三月六日	弘前市に博物館設置に関する請願(木村文男君紹介)(第一一〇四号)
三月七日	青年学級運営費国庫補助に関する請願(戸塚九一郎君紹介)(第一一〇五号)
三月八日	の審査を本委員会に付託された。
三月九日	同月九日
三月十日	地方教育委員会制度存続に関する陳情書(赤平市議会議長高江周三)(第二一七号)
三月十一日	同(北海道空知郡上砂川町議会議長弓良金次)(第二五二号)
三月十二日	紀元節復活に関する陳情書(島根県鹿足郡神社役員会長望月幸雄)(第二三三号)
三月十三日	同(岡山市東田町三十八番地日本同志会長山田理吉)(第二五一号)
三月十四日	同(北海道空知郡富良野町富良野神社官司西川仁之進外十二名)(第三二六号)
三月十五日	国立大学の授業料値び反対に関する陳情書外一件(宇治市五ヶ庄京都大
三月十六日	学字治分校わだみ会高井陸朗外八

○佐藤委員長 これより会議を開きます。	本日の会議に付した案件
まず文教行政について質疑を行います。去る二月二十三日の委員会における文教行政についての質疑の際、野原委員より内閣総理大臣に対する出席要求がございましたが、本日ここに鳩山内閣総理大臣の出席を見ましたので、これより内閣総理大臣に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。野原覚君。	第一点は、今日の学校教育におきまして、紀元節の祝典をあげることは許されるとお考えでございましょうか、その点であります。
○鳩山国務大臣 お答えをいたします。国民がわが国の建国の日を記念いたしまして、自発的に祝うことはけつこうなことであると考えております。ただ国民の祝日は現在は法律で定めてあります。去る二月二十三日の委員会における文教行政についての質疑の際、野原委員より内閣総理大臣に対する出席要求がございましたが、本日ここに鳩山内閣総理大臣の出席を見ましたので、これより内閣総理大臣に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、これを許します。野原覚君。	第一点は、今日の学校教育におきまして、紀元節の祝典をあげることは許されるとお考えでございましょうか、その点であります。
○野原委員 私は本日は總理に対しまして、紀元節の問題ないしは臨時教育制度審議会等にわたる数点についてお尋ねをいたしたいのであります。	第一点は、今日の学校教育におきまして、紀元節の祝典をあげることは許されるとお考えでございましょうか、その点であります。
○野原委員 国民各自が自発的にどの	文教に対する考え方があるかと

ような祭典を行い、どのような祝典を行ふ、あるいはお祝いをし、記念をするというようなことが許されておるることは、これは当然のことでありました

て、そのようなことは私は質問いたしましたが、五月一日は大臣も御承知の事実が、最近高知県においてあるわかれます。

たしまして、紀元節の式典を行なつた場所に集め、その村の父兄をも動員して、校長の考へ全校生徒を一つの

事実が、最近高知県においてあるわかれます。一体どういうことが許されるのかどうかと、ううことをお尋ねしておるのでござります。今節の祝典を、御承知のようにこれは今日本國の祝日になつてないにもかかわらず、学校教育でそういうことができるかできないか、この点に対する總理の御見解を率直にお示しを願いたいのであります。

○鳩山國務大臣 羊校に關係ある委員会でもって承諾をして、そういう行事をやろうとし、しどうして學校の行事

すなわち學業に差しつかえのない範囲においてならば、そういう行事をやりましても差しつかえないものと考えております。

○野原委員 所管の教育委員会がこれを許可し、授業を休まない範囲であれば可能だという御答弁のようになります。この点は清瀬文部大臣もすでに表明されておるのであります。それなら私はお伺いいたしますが、本日は三月の三日であります。おひな様の節句であります。これは國民の長い伝統的な行事であります。このおひな様の節句の日に授業を一時間くらいやって、おひな様の行事を校長がやると、ううことは何ら差しつかえございませんか。

○鳩山國務大臣 学校の行事としてやるといふことですか。

るといふことですか。

○野原委員 もう少し發展してお尋ねの祭典ということになつておるのですが、五月一日は大臣も御承知のメーデーの日に教育委員会の許可を得て、校長がきょうは勤労者の祭典であ

り、記念式典をあげる、こうしたことがあつても差しつかえなかろうかと思ふのでございますが、いかがでしよう。

○鳩山國務大臣 メーデーは勤労者の祝日でありますとして、學校の教員全般に對しまして、それに出席するために学校の授業を休むことは少し行き過ぎであると思ひます。

○野原委員 総理はよくおちついてお聞き願いたいのですが、私は

教員が授業を休んでメーデーの祭典に行くということは尋ねておりません。教員が學校教育の場で子供たちを集め、きょうはメーデーなんだ、きょうは日本のというよりも全世界の労働者の祭典なんだ、こういうお話を

して、そのための行事をやるといふことは差しつかえないのかどうかといふことをただしておるのであります。御

所見を承わりたいと思います。

○鳩山國務大臣 文部大臣から答弁し

ております。私特別の考え方を持つておりません。

○野原委員 文部大臣の答弁はあとにいたします。

○野原委員 私はしかし文教委員長の計らいとしては、文部大臣の御答弁はあとにどうことでござりますが、この点は文教委員長にお願いしますけれども、

すので、「應文部大臣の御見解をどこでお聞きしたいと思う。この点は清瀬文部大臣の御答弁であります。

○清瀬國務大臣 メーデーは野原君御承知通り、我が國ではやはり労働者の祭典ということで、國民全般の祭典とは了解されておりません。また外国ではメーデーは意味が違います。近年

そういう階級的の色彩が非常に多いのありますから、メーデーの式典をや

りたい」というと、教育委員会はメーデーに何をやるかと、集会をいたすことを何もとめる必要はないと思ひます。

○野原委員 ドラム総理が御答弁でないようございまして、総理に対する質問はまだ後刻いたしたいと思いま

すが、だいまの文部大臣の御答弁は重大であります。あなたは過日の文教委員会において、紀元節の式典を学校であげたあの高知県のような場合、こ

れはいいのだ。二月二十四日の閣議でもすでに了解されたかのような報道がなされて、文部大臣の談話も出でておる

のであります。私はお尋ねいたしますが、メーデーは労働者の祭典である、國民全体の祝典ではないからいけない

とあなたは言われますけれども、それ

の祝典でござりますか。何を根拠にし

て二月十一日に紀元節を行うといふ

ところは可能であつて、そうしてしかも労働者の祭典であるメーデーがいけないといふあなたの御答弁は、私に言わせれば了解できません。もう一度お尋ねします。その上で總理にまた質問いたしたいと思いますが、一体國民全般の祝う日、こう言われますが、これ

は國の祝日ということにならうかと思ひます。そのように受け取つてよろしくおぞります。

○清瀬國務大臣 国の祝日、祭日はただいま法律で規定いたしております。これは議員提出の法律でございまして。紀元節はそれには當つております。

○野原委員 私はメーデーができない

といふあなたの断定は承服できませんが、本日は總理にお尋ねする機会でありますからお伺いいたしますが、校長が子供や父兄を集めまして紀元節の式典をあげる、このことは教育委員会が認めたならば授業に差しつかえない範囲ではできるのだ、これが内閣の考え方のようであります。そういたします

と、そういうことは今日の學校教育であります。われわれの日だといったところに祝う人はたとい八千萬のうち十万であつても、われわれの日だといつたところに祝う人はたとい八千萬のうち十万であつても、われわれの日だといつたところには紀元節と幾分差違がある

と思ひます。しかしながら學校において、労働は大切にしろということは教育基本法にもあることあります。しかし、労働の貴重なることを教えることであつたら、私は教育委員会はお

許しになるものと思ひます。

○野原委員 國民全般の祝う日だと仰せられますが、それは國民が自由に選択するべきですけれども、これは國民が自

由に選択するべきですけれども、これは國民が自分だけのことを考へないで人のことを考へ、國の

ことを考へるということは決して悪いことではないのです。國の始まつた日をあげたのであります。子供にはこれ

は國民全般の祝う日だといふ意識はな

いであります。それを式典をあげた、このことは可能であつて、そうしてしかも労働者の祭典であるメーデーがいけないといふあなたの御答弁は、私に言わせれば了解できません。もう一度お尋ねします。その上で總理にまた質問いたしたいと思いますが、一体國民全般の祝う日、こう言われますが、これ

は國の祝日ということにならうかと思ひます。そのように受け取つてよろしくおぞります。

○清瀬國務大臣 建國の日を祝うといふことは國民として当然だ。だから悪いことではない、このような式典をあげることは望ましいことだといふ御答弁の

ようであります。そういたしますと一体國民の祝う日を建國の日とお定めになつておられますか、お尋ねいたし

ます。

○野原委員 建國の日を祝うといふことは國民として当然だ。だから悪いことではない、このような式典をあげることは望ましいことだといふ御答弁の

ようであります。そういたしますと一体國民の祝う日を建國の日とお定めになつておられますか、お尋ねいたし

ます。

○ 堀山国務大臣　我が法律でそういう  
日をきめてなかつたことは御承知の通  
りであります。ただいまは祝日とき  
まつてないのです。

○野原委員　國がきめておりませんから、やはり問題があるとお考えになりませんが、國は建国の日とはきめてしない。そのきめていないような日にこうじう武典をあげるところとが望ましいというのは一体どういうわけですか。もう一度お尋ねいたします。

○鳩山国務大臣　この民主主義というのは、えて自分のことだけを考える方に走りやすい主義なんですから、それがやはり國の始まつた日をともに祝うというような考え方の方は私は悪いとは思いません。

○野原委員　今日總理も御承知だらうと思いますが、總理の関係していらっしゃる共立の学校はどういうことをやっておるかは知りませんけれども、

私の方に得る範囲では、紀元節の式典を今日の学校はあげていないのです。鳩山内閣は式典をあげることが望ましいという見解のようあります。が、それでは一体今日の学校は政府の考へている望ましいことをやつていな、このように受け取つてよろしくござりますか。

○鳩山国務大臣 私はみんながそういうような気持ちになることが望ましいと言つたのであります。現在は法律できまっておりませんから、祝日としてこれを取り扱うわけには学校としてはいけないわけです。

○野原委員 皆がそういう気持ちになることが望ましいということを私はお尋ねしておるのであります。総理大臣は落ちついてお聞き願いたいのです

が、私が聞いておるのは、今日の学校で紀元節の式典をあげると、どうなことが望ましいかと尋ねておるのです。望ましいということになりますと、今日学校が紀元節の式典をあげていないのです。高知県のある小学校が一つことしあげて、実はいろいろな批判の対象にされておるのであります。そのことをお尋ねしております。一体そういう学校は望ましいのかどうか、いかがですか。

○鳩山国務大臣 法律に祝日としていないのですから、学校が祝日として取り扱わないのはこれは当然だと思つております。当然だと思って、いりますから、学校が祝日として取り扱うことが望ましいとは言えません。

○野原委員 祝日としての取扱いは尋ねおりません。学校が式典をあげたのでござります。式典をあげるのであります。学校行事として何か知りませんが、何らかのお祝いの行事をやるものであります。そのことが望ましいかと聞いておるのでござります。いかがですか。

○鳩山国務大臣 私が先ほど言ったのは、みんながそういう心持ちになることが望ましいと言つたのであります。祝日としている法律のもとに置いて、学校が法律に違反することは望ましいとは言えないであります。

○野原委員 つまりこうでござりますか。国が祝日として認めるまでは学校教育でこのような式典をあげることは慎重でなければならない。そのため、学校は今日こういう式典についてはなされていないのです。校長個人は式典をあげたいと思う人はたくさんあるでしょう。教育委員会も何とかやり

たいと思つてゐる人があるでしょうけれども、國が今日法律で祝日として認めていないのでござります。だから、國が認めるまでは学校教育では慎重でなければならぬ、私はこのよう考えますが、同じお考えでござりますか。

○鴻山國務大臣 その通りでござります。あなたのお考えの通りです。

○野原委員 そういたしますと、文部大臣にお尋ねいたしますが、やはり高知県のあの小学校があのよき式典をあげたということは、問題があるとお考えになりませんか。慎重である点から考へて、問題があるとあなたはお考えになりましたか。

○清瀬國務大臣 高知県の大豊村の小学校はこれを祝日としてやつたんじゃございません。しかしながら学校の授業を幾分休んだりでありますから、それは行き過ぎだといって、過日の文教委員会においてもたびたび申し上げた通りであります。祝日としてやるならば法律的な効果がある。また祝日は民法上期間の計算にも入らぬけれども、当日は祝日ではありません。国のかの初めの日でありますから、生徒を集めめてそれを教えたのであります。

○野原委員 行き過ぎは授業を休んだことである、確かに仰せられた通りであります。ところが記念式典をあげたということは行き過ぎであるとお考えになります。ただ私遺憾に思つるのは、授業を

○野原委員 ただいまの答弁は重大過ぎだと思っております。これが私ではありません。總理大臣によりますと、元節が國の法律として認められないことは、このよろな式典をあげることであります。あなたは過日の文教委員会においてもこれは強調されておった。たゞいまも總理を前にして、總理お聞き通りの答弁をあなたの文部大臣はされておるのでございますが、文教の直責任者は文部大臣でありましようとも、一体政府の最高責任者として、ただいまの文部大臣の御答弁にしてどのようなお考えをお持ちでありますか、承わりたいのであります。

○鳩山国務大臣 文部大臣は当日授業を休んだのは遺憾だと言つておるのありますから、決して文部大臣の方は不當だとは思いません。

○野原委員 授業を休んだことは、私は尋ねておりません。授業休んだことが遺憾だということは、理大臣、聞いていないのであります。これは總理大臣もただいまお聞きの通り、紀元節の式典をあげることは、國が紀元節として認めてない以上、公けの學校教育の場で全部の子供を集めてこういふ式典をあげることは、慎重でなければならぬのだということを總理大臣は御答弁になつたのであります。ところが文部大臣は、紀元節式典はあげることは差しつかえぬとうのであります。一体どちらの御答弁が正しいのか。私どもはこの重大なことを

行  
で  
紀  
に  
ま  
と  
あ  
お  
だ  
の  
れ  
が  
あ  
り  
ます  
。

○鳩山國務大臣 私があなたに答弁をいたしましたら、元節の式典を学校教育であげるといふことはかまわぬことじうござる。文部大臣は、紀元節の式典をあげてもいいと言つておる。かまわぬことじうとですか。あなたの答弁に非常に前後の矛盾があります。

○鳩山國務大臣 法律に式典として規定してないのに式典としてあげることについてはきわめて慎重でなくてはいけないと書つたのであります。祝日として、式典をあげるといふことを言つたのではありません。私が言つたのは、國民が國に対してそういうような気持をみんなが持つようにならることが望ましいことだと書つたのであります。

○野原委員 紀元節の式典は慎重でなければならない、このことは私は了解できます。文部大臣は紀元節の式典をあげることはかまわないのである。私もその日に日の丸の旗を立てたという。これは立てるとは自由であります。だから、あなたのそういうような考え方で、紀元節の式典はよろしい、こういふような文教政策をやられたのでは私どもは承知できないのであります。このことはいづれ清瀬文部大臣の文教政策——しかも鳩山総理とは明らかに答弁に食い違いがあるということをここで指摘いたしておきます。時間もございませんから、私はまた他日これは適

当な機会に問題にいたしたい。政府においても十分お考え願いたいのであります。

○清瀬国務大臣 私の申すことと鳩山総理の申すことはちつとも違ひありません。同じ人でも二度言う時分には言葉は變りますけれども、意味は同じ

○野原委員 それでは紀元節の式典を  
あげることは差しつかえないというこ  
とをお取り消しになりますか。

○清瀬国務大臣 あなたは式典という  
言葉を使って、祝典と接近したような  
語感を出そうと努められておるので  
す。祝日とか祝典とかいう言葉は、法  
律にはありませんから、よくない。し

かし紀元節の日を集まって、國の紀元の話をし、あるいは君が代を歌うといふうな行儀は、これはいいじゃないか、こうじうじと書いておるのであります。あなたは言葉を非常に、ちょっとひっぱってお考えになるようになります。

○野原委員　あなたがそのようなことを仰せになるならば、私は總理に重ねてお尋ねをいたします。繪理は御承知でないかもしませんが、高知県のある小学校では、学童を全部集めて、それからその村の父兄有志を集めて、そらして式典をあげております。私の式典という言葉が妙な語感を与える言葉だと申しますけれども、これは文部大臣も御承知のように、着席から始まって、君が代を歌い、校長が訓話をなし、村の代表者が祝いの言葉を述べ、そして紀元節の、雲にそびゆるの歌も歌い、昔の私どもが受けた教育における

る式典と何ら異なっていない。異なる点は、教育勅語を読んでいないこと、それが違つだけである。その中では新年の詔書を読んでおる。その中で私は、今まで言つたこと以外には付加すべき言葉はありませんか。重ねてお尋ねいたします。

○鳩山国務大臣 私は、今まで言つたこと以外には付加すべき言葉はありませんが、總理大臣が申し上げました通り、いよいよお祝儀では望ましいのでしょうか。かまいませんか。重ねてお尋ねいたします。

○野原委員長 そうなれば、やはり總理大臣は、慎重でなければならぬ、望ましくない。ところが文部大臣は許されると、色をなして答弁を求めております。このはつきりした違いを私が指摘したことなどが間違いなのか。清瀬文部大臣はこれを指摘されますとどうぞ、色をなして答弁を求めておりますけれども、私どもはこの食い違いははつきり、これは後日の機会に問題にいたしたいと思うのであります。そんで……。

○佐藤委員長 それでは野原君最後にお願いいたします、時間がありませんから……。

○野原委員 時間がないようだございまますが、臨時教育制度審議会についてお尋ねをいたしたいのです。今回臨時教育制度審議会が持たれるような法律案が出されておるのでございますが、總理も御承知のように、これは内閣の審議会ということになっておるのであります。私どもは過日文部大臣に、一体あなたはどういうふうにしてこの臨時教育制度審議会の委員を任命するのかとお尋ねいたしましたところ、文部大臣は、内閣において選任す

るのでござりますから私は関与しないで、こちらのことであります。内閣の審議会ということであれば、この制度審議会の会長には総理大臣が当るわけですが、どうしますから、そこで私はお尋ねをいたしますが、臨時教育制度審議会の委員の人選は、どのようなお考えでお進みになるのでございましょうか、お伺いいたします。

○鳩山国務大臣 審議会は委員を四十人といたしまして、国会議員十人のほか、各界の学識経験者三十人で構成をいたしまして、ほかに必要に応じ専門委員を置くことができるところになつております。

○野原委員 私が尋ねておりますのは、審議会の委員というものは、事教育に関する点でござりまするか

わつておるところの現役の人々、あるいは教育委員会関係者、こういふような構想が私はもうできてると思つて衆議院すでに提出されて、もう日本相当たつておるのであります。そのうな構想なしに一体こういう審議会をいつようなものが提案されるわけはあります。具体的な構想はまだお立ちあらうと私は思うので、お尋ねしてしまつておりませんかどうか、お伺します。

○鳩山国務大臣 具体的なことには私はまだそこまでいつていないのであります。

○佐藤委員長 時間がありませんから、これで最後に願います。

○野原委員 時間がありませんから、これをもつて最後にいたします。御承知のように、中央教育審議会といふのが文部大臣の諮問機関にあるわけであります。しかも中央教育審議会は、独立後の日本の教育のあり方を検討する諮問機関、こういうことになって発足いたしましたのであります。文部大臣からいたところ、臨時教育制度審議会も、独立後の日本の教育のあり方を検討するのである。これはそうなると、文部大臣の諮問機関である中央教育審議会と、内閣の諮問機関である臨時教育制度審議会と、本質的に一体どことが違つたのである。私はどもはこの点が了解できなかつた。あなたは臨時教育制度審議会の会長になられる方でござりますから、本質的な相違点を明確にお示し願いたいのであります。

○鳩山国務大臣 二つの会は審査する範囲が違つものですから、それで二つに分れておるのであります。現行の教育

制度は、その基本を占領の初期に定めたものありまして、これを根本的に検討すべしという各方面からの声がありますので、現行教育制度の根本にさがのぼつて、これが国情に適しておるかどうかを、国政全般の立場から再検討するため、臨時教育制度審議会を設けたいと考えたのであります。文部省に置かれておる中央教育制度審議会は、恒常的機関として、常置機関として存続させるのでありますが、その審議範囲は、臨時教育制度審議会の審議事項以外の、広く教育、学術、文化全般に關しまして、一般的の施策について審議するものでありますから、おのずからその範囲が違うと私は思います。

質疑に対する答弁を開いても、その熱意のほどが疑われるのです。あなたは總理として、教育問題にもつて眞剣に考慮をめぐらされて、少くともこのよきな審議会を設けるならば、もっと熱意のある態度で今後処せられよう。要望をいたします。あなたの教育政策といふものは樹立できるものではない。結局党的観利党略に惑わされるような教育方針しか今後打ち出されないだろ。私どもはこのことだけを申し上げまして、本日の私の質問を終ります。(拍手)

○清瀬國務大臣　一言申し上げます。

あなたの御意見のうちに、總理が臨時教育制度審議会の会長になるのだろうからということをおおしゃって、ずっと議論をお進めになりましたが、總理が審議会の会長になることには皆まつておりませんから、それをお答えせずにお済むと、言質を与えたことになりますから、ちょっと訂正いたしておきます。この問題に関する私の考えは、この間の内閣との共同審議会において詳しく申し上げましたから、繰り返しません。

ないか、こういふ質問に対してもう一つある。内閣において選任するのであるが、私は関与しません、このように答弁されてしまいます。なるほど総理は会長に就任するがならぬかは知りませんが、内閣の諸問題であります。内閣の諮詢機関であれば、内閣総理大臣が法制局長に就任するには責任があるわけであります。そういう立場で、私は尋ねておるのであります。よく落ちついて頭を冷やして、他人の質問はお聞き願いたい。ことを申し上げておきます。

○佐藤委員長 次に山崎始男君。

○山崎(始)委員 文部大臣に少しばかりお尋ねしたいと思います。その問題とは、二月の二十九日に、日本のユネスコの国内委員会でございますが、これがアジアのユネスコの総会におきまして、原水爆の禁止の問題を反対をしております。この点を文部大臣は御承知か御承知でないか、まずその点を先に一つお聞かせ願いたい。

○溝畠国務大臣 まだ詳細な報告は受けておりませんけれども、新聞等によつて今朝以来承知いたしております。

○山崎(始)委員 二月二十九日にその問題が起つて、しかも所管大臣としていたしかなただと思うのであります。その方がまだ詳細の報告を聞いていない。さようは三月三日でございまますが、聞いておられないところでは、実に私は奇怪な言葉だと思うのです。ありますが、賛成したが、反対したが、そのことも聞いていないのですか、重ねてお伺いいたします。

○清瀬国務大臣 あの奏については、きょう修正が出で、討論中だと聞いております。

○山崎(始)委員 賛成か反対か、日本内委員会は、政府の意を受けてやるところの日本のエヌエスコの機関が、賛成が反対かを聞いておるのです。

○清瀬国務大臣 わが国のエヌエスコの態度、あなたの所管下にあるところの国内機関が、この問題に対して反対の立場をとつて時々経過は承知する立ちになつておりますけれども、本日午後もそのことの審議中だと私も承知しております。

○山崎(始)委員 そういたしますと、結論的にはあなたの所管下のエヌエスコの国内機関が、この問題に対して反対が賛成がまだ決まっていない、ことなんですか、そう解釈していいのですか。

○清瀬国務大臣 これはエヌエスコ活動に関する法律の第七条には、「外務大臣は、国内委員会の对外事務の処理について、国内委員会に対し必要な便宜を与えて、これに協力するものとする。」こういう規則があるのです。それゆえにわが国の委員がどう表决するかということは、外務大臣において適当に密接な関係を持つております。まだ最後の表決をしておりませんが、表決する前に、この委員がどうやるかということについては、公式の発言をここですることは穩やかならぬと思います。ただしロシヤの案については反対しようという空気が多いようでございます。

○山崎(始)委員 どうも私のお尋ねする答弁と少しどんどんがはずれておるであります。今ソ連の案には反対するが反対からは、ソ連もアメリカも日本もないはずだと私は思つ。だから私がお

尋ねておるのは、あなたの所管下にある機関がこの問題で賛成か反対か、もしそれがきまつていないないといふうにあなたがお考えになるならば、賛成が好ましいか、反対が好ましいか、あなた所見をお尋ねしておる。

○清瀬国務大臣 私はソ連の今出しておる案には、反対が好ましいと思います。ソ連は原水爆の実験絶対禁止であります。ところがわが国の国会できめたことは、適当な措置をとる、過日本会議でやつた通りであります。それゆえにいやしくも日本人が代表する以上は、国会の議決に合せてするのがいいと思つております。

○山崎(始)委員 満當なる措置をとる、こういう条件がついておるから、それに対してそれを守るのだ。こういう御答弁でござりますが、満當なる措置とはどういうことでござりますか。

○清瀬国務大臣 適當なる措置は、読んで字のごとくでありますよ。そのときのよろしきに従つて目的を達するのであります。しかるに某国が実験せんとするときに、絶対反対だといったようなことは、必ずしも目的を達するゆえんでもなかろうと存じます。そのことは、過日本会議において提案者、賛成者のお述べになつた通りであります。

○山崎(始)委員 私があなたにお尋ねしているのは、そういう適當なる措置というような言葉の上の一つのあやといいますか、ごまかしでもつてそれは賛成とか不賛成とかいう性質のものではないということです。と申しますことは、ユネスコというものの本質的な性質をお考えになりましたら、申し上げるまでもないと思ひますのが、要

するに世界の人権宣言を忠実にこの世の中に実現する。どういうふうな教育と科学と文化を通じて人権宣言を実現するという高遠な一つの理想を持つてゐる。それが絶対に反対であるとかあるいははどうとかいう言葉のあやでこれは考へべき筋合のものじゃないと私は思うのであります。所管大臣としてあなたは責任者なんだ。私は本日実は外務大臣の出席を要求したがつたのであります。外務大臣もこれに対し協力をし援助しなければならないという規定もございますので、本来ならばお二人に出席を願つてこの問題は質問したかつたのであります。いずれ近いうちにダレスがやってくる。しかもすでにアメリカは原水爆の実験をやるといふことも通知しております。そのダレスのやつてくるさなかに、日本のユネスコの団体が、ユネスコ本来の非常に高度なヒューマニズムに立脚して、これの禁止に賛成をしたならばダレスさんに対しても申しわけがないというような気持が、日本のとつております態度の中に多々あるといふふうに——幸い誤解であれば私も非常に好ましいとは存じますが、國民は全部そういう疑惑を持つてゐるのであります。各委員の方に失礼な言葉でありますから、圧力をかけられたかどうか知りませんが、あらゆるいは外務大臣の所管において、そういうふうなとんでもない援助と協力をやっているのではないか。援助と協力というあくまで從であるべきものが、それを飛び越えてアメリカの対日政策のお先導をつかいでおる実態が出ておるのじゃないか。これは私の誤解であればけつこうでござりまするが、大臣の御所見をもう一度お尋ね申

上  
下  
卷  
之  
一

○清瀬國務大臣　あなたの今の発言は  
だいぶ多岐にわたりまするが、アメリカ  
のお先導をかつぐことが望ましいと  
言つたことはございません。同じ日本人  
の会合でありまするから、国会で決  
議したように合う方が、私は国会議員  
ですから、国会としては望ましいと  
言つたのであります。この国会はアメリカ  
のお先導をかつぐ機関ではござ  
いません。独立日本の機関でござ  
ります。

それからユネスコの本質について御  
論議になりましたが、ユネスコは、政  
治機關たる政府とは独立して良心的に  
やるべきものであります。それゆえに  
私が訓示あるいは訓令してどう決議し  
ろといつたようなことをなすべきもの  
ではないと思ひます。そんなもので  
あつたら、何もユネスコ国内委員会と  
いうものは要りません。常にユネスコ  
の自由な良心によって解決すべきもの  
と思っております。今からでも訓示す  
る者はありません。けれどもあなた  
が、私に対してどちらが好ましいと思  
うかとおっしゃるから、私は国会議員  
として国会のためたよろにやるなどが  
好ましいと答えることに何も矛盾はあ  
りません。

○山崎(始)委員　だからあなたがお  
しゃることは、ユネスコの性質は政治  
的に外部から日々あるべき性質のもの  
ではないといふことを主張されること  
だらうと思います。そうでなければい  
けないと私は言っておるのであります。原水  
爆の実験禁止といふこととの決議文の言  
葉のあやで、そういうふうなごまかし  
を言われて、本末を転倒していら  
しゃるあなたのものの考え方なんで

○河野(正)委員 本日の議題となつておきますが、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する國の補助に関する法律案につきまして、若干の質問を行いたいと存じます。

御承知のように法案の趣旨は、経済的理由によつて就学困難な児童のための教科用図書の給与を行ひまする地方公共団体に対しまして、國が援助を行ふることでござりますけれども、しかしながら、義務教育を受ける児童に対しまして教科書をすべて無償で配付するということは、今日の教育基本法、あるいはまた学校教育法の精神を見て参りましても明らかでござります。そういう法の建前の中で、もちろん現実に即しまして、財政上の支出が伴わないので、就学困難な児童に限つて援助をしてやるうということは、わかるのでござりますけれども、しかしながら、基本的にはやはり今日の教育基本法にいたしましても、あるいはまた学校教育法にいたしましても、すべて國が責任を持つといふ建前をとつておるわけでございます。従つて、そこにどこに提案になりました法律の趣旨と、今まで施行されて参つております教育基本法なりあるいはまた学校教育法の精神と、多少私は矛盾があるところのように思うのでござりますが、まずその点に対しまして、これは基本的な問題でございますから、大臣の御所感を承つておきたいと存します。

○赤瀬國務大臣　もとは憲法二十六条の規定で義務教育を無償といふことから存じます。義務教育を無償といふことは理論を非常に拡大すれば、教科書費を一部とすることにも及びましようけれども、今日ではわが国の国力がそれによっておきませんのと、外国の例等も参考にいたしまして、授業料は無償ということになります。将来わが国の国力の回復と同時に、書籍等も無償で与えられるような時代のくることは頗る望いたしております。

○河野(止)委員　ただいま大臣の答弁を承わって参りますと、私ども、きわめて不満なものがござります。と申しますのは、たとえば授業料のごときはどこで支払うのかと、何か恩恵があるらしいお言葉でございますけれども、授業料をとつてならないということは、これは学校教育法で明確に規定されたところでございます。従いまして、授業料をとつておらないから、私が申し上げました趣旨に沿つておるというようなことは、答弁といたしましては、私どもとしてまことに不満といわなければなりません。

そこでさらに質問を続けたいと思いますが、御承知のように、從来におきましては、小学校の一年生に対しましては、教科書が無償で配付されておりました。その後財政上のいろいろな圧迫から一応中断されまして、そしてさらには今日おきましたのは、経済的に就学困難な児童に対しましては援助をしようとこうことでござりますけれども、先ほどから申し上げますように、現実に対しましては、ある程度私ども了

承ることとはやぶさかでございませんけれども、基本的には非常に大きな不満の意を表せざるを得ないのでございまして。しかも私どもが申し上げたことは、今まで今申し上げましたような事情にあつたのであります。松村前文部大臣もたびたびこの問題につきまして言及されておつたのであります。が、今後学童の教科書の問題につきましては、何とかして國が全面的に負担をするという態度をとりたいというふうなことを申されておつたのでございましたけれども、今日におきましては、いろいろ財政的な問題があるのでございまして、大臣からいろいろ説明がいましょうちけれども、今日のようなきわめてこそくな法案となつて現われたのでござります。ところがそれにつきましては、大臣からいろいろ説明があつたのでござりますけれども、そうありますならば、大臣のお言葉に私どもが一歩譲つたいたしましても、非常に大きな矛盾を感じます点は、附則の第二項に「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律は、廃止する。」ということながらわかれております。この附則の第二項に定められた法律といふものは、少くとも私どもが今まで主張して参りました一つの既得権と申しますが、既成の事実に立ちますところの問題であつたのでござります。ところがこの法律と同時にこの教科用図書の給与に関する法律を廃止するということになりますと、今まで入学いたします小学校の一年の児童に対しまして、お祝いとして渡しております教科用図書の予算と、今日出て参つております就学困難な児童のための教科用図書の予算といふものが、ちょうどすりかえられると

さうどうひとども理解するのでござります。この法案が大臣が仰せられまして、前進した一つの法案だとうとうやうだ、私ども考えて参るわけには参りません。そこでこのよくな附則第二項にうたわれております法律の廃止ということにつきましては、今後非常に大きな問題を残すと思うのでござりますが、この廃止の問題につきまして、大臣がどのようなお考えでおられるのか。その点をお伺いいたしておきたいと思います。

○清瀬国務大臣 今お問い合わせの点につきましても十分研究を重ねたのでござります。一年生に入る子供たちに入学のお祝いという意味で、貧困の家庭でも富裕の家庭でも一律に教科書をやるということも、かるわしいことではござりますけれども、何分わが国は戦敗のあとで、また親たちの中には住宅もなくて困っている者もあるし、食物はまだ配給を維持しておる時代でありますから、この国家の現状と考えて、よくよくの人は厚生省から生活保護を受けおる。けれども、そこまで至らぬでも、やはり教科書は一時に買ひのですから、相当の固まつた金が要つて、見本がきておるのに教科書が取れなくてひけをとつておる子供もある。同じように教科書に金を使ひのであつたら、そういうような後の方の程度の人に教科書を差し上げる方が国の政策としてよからう、漸次これを拡大していくと前の質問の終りにおりじゃつたように、教科書無償ということにも接近するのじゃないか、教科書の政策としてはその方針がよからうということを考えまして、今までのプレゼントとして差し上げるといふことは廃止したので

朋は、年々わが国の國力の回復と同時に拡大していきたい、かように考えております。

○河野(正)委員 だんだん拡大していくということになりますから、ぜひ拡大してもらいたいと思うのですが、いますが、この法案の第二条を見て参りますと、給与いたします場合には、予算の範囲内においてこれに要する経費を補助をするということです。が、こどもが、ここに私は「一点問題がある」というふうに考えております。と申しますのは、なるほど二条の第一号におきまして、あるいは第二号におきましては、いわゆる生活保護法第六条二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者云々というようなことが規定されておりますけれども、ここに非常に大きな問題があると存じます。と申しますのは、生活保護法第六条二項に規定する要保護者に準ずる程度といふことでもございまるが、一方におきましては、予算の範囲内としてワクワクがはめられておりますので、この準づるという規定が非常にあいまいもの一つの規定となる心配が十二分にあるわけでござります。そこで一番問題になりますのは、何と申しましても準づるボーダー・ラインと申しますが、その前後に位しますところは、予算が許すならば当然給与を受けるところまでをしまするけれども、予算が許さなければやはり給与を受けられないということで、この点が私は運営の面をおきまして非常に問題を残していく点ではなかなかどうだと思っております。この点に対しまして、当局はどうのように善処なさるる

してありますか、お伺いいたして下さいます。  
○瀬戸国務大臣 これは何分金が少ないので、いかなる者を入れるかといふ点には非常に苦心いたしております。局長から詳細の話をどうぞお聞き願いたいと思います。これは御質問がなくとも、ぜひ一さんは説明しなければならぬことでござります。  
○緒方政府委員 御指摘の法律二条の範囲内においてといふことの関連でござりますが、御説の通り、ここに書いてありますように、これは予算の範囲内におきましての補助金である、これは一つの原則を掲げております。その場合に、補助の対象となりまする者を二号に一号、二号両方掲げております。第一号の方は、生活保護法の適用を受けている者であつて、しかも教育扶助を受けない者といふことになります。二号の方が今御指摘にならない点でございますが、これは結局は生活保護法の被保護者の認定をいたします。その基準に準じてこれをきめる、こういうことに相なるわけであります。方法といたしましては、その市町村におきまする民生委員とか、あるいは社会福祉司でござりますとか、こういう人たちの意見を十分聞いて市町村の教育委員会がきめる。そしてそれに準ずるという認定をいたしまして、その者に対しまして給与いたします場合で補助をする、かようなことになるわけでございます。

○河野(正)委員 基準の定め方につきましては、いろいろな問題があると思いますが、その点はわざとしまして、また生活保護法の六条二項に該当する実数というものを完全に把握することなどつきまして、私は非常に困難があるらうと考へます。その点はわざるわけでござりますが、文部省といふことは、本年度予算では大体児童総数の一・七%というものを該当数として「応の算定をしておられるようござりまするが、私どもの立場からいへるいろいろこういった該当者数の実情を調査いたしてみますると、もとと高い数字が出てくるような考え方いたすわたくしでございます。ある人の情報によりますと、大体四%くらいじゃなかろうかといふような話をござります。もちろんこの四%という数字的確なものとは考へられないわけでござりますけれども、たといこれが四%といつたましても、大体文部省当局が算定いたしましたパーセンテージといふものは、一・七%でござりまするから、實際生活保護法の六条二項に該当する学童といふものは、文部省が予算を予定されております二倍の予算が必要だということにもなりますと、実際法律で大体一・七%といふことが出てきたりに問題が残りはせぬかということを考えておるわけでござります。予算の面を運営いたす面におきましても、非常なことになりますと、実際法律でござりますが、ほんとうのところ文部省としては、大体どのくらいの給与を受けられるというふうにお考へ

○清瀬国務大臣 一・七%は非常に少ない数字でござりますので、私どもの希望としては、それよりも多い率を希望しておりますのであります。

○河野(正)委員 先ほども申し述べましたが、私どもの得ております範囲におきましては、厳格に見て参りましても大体四%くらいじゃなかろうかといふような数字を出しておるわけであります。が、大体当局としてはどのくらいとどうふうにお考えになっておりますか、具体的に一つ御説明願つておきたいたいと思います。

○緒方政府委員 生活保護法におきまする要保護者に準ずる程度の困窮者、それに該当いたします学童の数をどういうようすに押えるかという問題でござりますが、これはなかなかむずかしい問題でござります。どうしらううな程度に準ずる者として押えるかといふこともございます。いろいろ押え方によって違う数字が出てくると存じます。これは現在生活保護法の中の教育扶助を受けております学童の数をとつてみますと、全学童数の三・三%でござります。それに準ずる者が果して幾らあるということは非常にむずかしい問題でござりますけれども、この法律といたしましては、その認定の仕方を政令をきめまして、そうして市町村がそういう認定をいたしまして給与をいたします場合に、それに対しまする補助金として国庫で補助するという建前であります。その補助金の額が一人当

りの単価が六百円でございますので、補助金一億三千万を分けますといたしますと、それに該当する児童数は、全児童数の一・七%、かようなことに相なるわけであります。市町村といったしましては、もちろんその市町村の財政事情等に応じましてその給与をいたすわけであります。それに対しまして、国庫補助はただいま申しましたようだ一億三千万を要するという法律の趣旨でござります。

○河野(正)委員 私どもいたしましては、先ほどから申し上げますように、少くともこういった法律ができま

す以上は、やはりその認定に基きましては、「一つの義務費としてやつていただ

かなければ、田舎な通学はなかなか困難である」というふうに考へるわけで

ございます。ところが今日では予算の事情でなかなか困難ということでおさ

りますが、私どもの要望といたしましては、「一つの義務費として、義務的に補助金

を与えていくというような方向を今後とつていただきたい」と存じます。

それから次に、これは学校教育法にも若干問題がございますが、当局の御所感を承わっておきたいと存じます

点は、それは今日では、もちろん労働基準法あるいは児童憲章といふな

いいろいろな法の規定がございまして、法的にも疑義があるわけでござりますけれども、今日では各地域におきまし

て、いわゆるやみの夜間中学といふものが続々と作られておりまして、現実

の問題におきましては、たとい児童憲章あるいは労働基準法に問題がござい

ます。あるいは近く上程されます教科

書法案等においても出でてくるかと思

ますが、そういう点で、私どもが一番心配しておるわけでござります。と

ころが最近河野農林大臣が、農業団体の再編成ができますと農協の収入とい

うものが大幅に節減されるので、農協

に教科書の販売をまかしたいというよ

うな河野農林大臣の談話が出ておった

よななことがござります。これは全く

しまして、今後このよな法案の幅が広がられる、あるいは広げてみよう

という御意思があるのかないのか、その点を一つ承わっておきたいと思

います。

○河野(正)委員 中学に対しても同様の措置をとりたいと私は熱望いたして

おります。

○清瀬國務大臣 日生活保護法の六条第二項に該当しようと

うがすまいが、一般の家庭の父兄たち

が子供たちの教科書の問題で非常に頭

を痛めておることは、今日の経済情勢

から見て参りまして明らかでござい

ます。そこで私ども、今後教科書に対

しまして、教科書を何とかして安く

購入しなければならないというふうな立場から考えてみましても、全く不當

な言明であるといふように言わなければなりませんし、またこれは少くとも

文部大臣の存在を蔑視した態度であるとも考へるわけでございますが、その

ような事実があるのかないのか、この

点は一般父兄等によりましても尊重大

でございますから、大臣の所見を伺つておきたいと思います。

○佐藤委員長 次に本案に関し山崎委員より発言を求められておりますの

で、これを許します。山崎始男君。

○山崎(始)委員 私はこの法律案を採

決するに当たりて、一言希望意見を

申し述べたいと存じます。それは先ほ

ど河野委員からるる申しております

が、今回就学困難な児童のために教科

書を無償配付いたしまするこの法律案

の性質といふものは、表面的に見てみ

ますと、「見いわゆる社会保障的な性

質を持つ非常にけつこうな法律案だと

一応考へられます。しかしよくよく検

討してみますと、これは私が申し上

げるまでございませんが、昭和二十九

年までは無償配付の教科用の図書とい

うものは、「一年生の分だけ、大体総額

いたしまして四億ないし五億とい

うのが法律に基きまして出されており

ました。それが今回の法律の内容に

は、「いわゆる既得権益であったそれが

すつかり抹殺されまして、就学困難な

こととは当然考へいかなければなら

ぬ問題でございまのでお尋ねするわけ

が、救護を受ける受けぬは別といたし

ましても、経費の負担を軽減するとい

うことは、当然考へいかなければなら

ぬ問題でございまのでお尋ねするわけ

がござります。そういった点につきま

して、いろいろ考へ方もあるうと思

います。あるいは近く上程されます教科

書法案等においても出でてくるかと思

りますが、そういう点で、私どもが一

番心配しておるわけでござります。と

ころが最近河野農林大臣が、農業団体

の再編成ができますと農協の収入とい

うものが大幅に節減されるので、農協

に教科書の販売をまかしたいとい

うな河野農林大臣の談話が出ておった

よななことがござります。これは全く

しまして、今後このよな法案の幅が

広がられる、あるいは広げてみよう

という御意思があるのかないのか、その

点を一つ承わっておきたいと思

います。

○河野(正)委員 いろいろ御質問申

し上げたわけでござりますが、私どもも

いたしましては、教育基本法あるい

は学校基本法の原則といだしまして

は、義務教育の学童に対しましては全員に無償で配付するということが当然

の建前でござりますから、その線に沿

て干渉していくところとなり、しかもそのため結局農協を通じて利

潤が吸い上げられるというようなこと

になりますならば、私ども父兄といいたしましても、教科書を何とかして安く

購入しなければならないといふうな立場から考えてみましても、全く不当

な立場から考へてみましても、全く不當

な立場から考へてみ

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」  
○佐藤委員長 御異議なしと認め、さ

よう決しました。

これより採決いたします。本案を原案通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔總員起立〕

○佐藤委員長 起立總員。よって本案は原案の通り可決に決しました。  
なお、お諮りいたします。ただいま可決されました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認め、さよう取り計ります。

本日はどの程度いたし、次会は公報をもつてお知らせいたします。これにて散会いたします。

午後二時四十分散会

〔参照〕

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局